



鳥取県公報

令和8年3月24日（火）
第9775号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県産業廃棄物実態調査の実施（137）（循環型社会推進課）・・・・・・・・・・ 2
	都市計画の変更（2件）（138・139）（まちづくり課）・・・・・・・・・・ 2
	土地改良区の定款の変更の認可（140）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 3
	県営土地改良事業計画等の変更（141）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	河川法による工作物の保管（142）（中部総合事務所県土整備局）・・・・・・・・ 3
	指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し（143）（西部総合事務所県民福祉局）・・ 4
◇ 公 告	森林法による開発行為の許可（中部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・ 5
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（治山砂防課）・・・・・・・・・・ 5
◇ 雑 報	令和8年度危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施（消防防災課）・・・・・・・・ 5

告 示

鳥取県告示第137号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
鳥取県産業廃棄物実態調査
- 2 調査の目的
令和7年度の鳥取県内における産業廃棄物の発生及び処理状況等の実態を把握し、産業廃棄物の適正な処理等の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
県内全域の事業所（農林漁業を除く。）
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 従業員数
 - イ 元請完成工事高・解体工事請負高（建設業）、製造品出荷額（製造業）又は病床数（医療機関）
 - ウ 廃棄物の種類、契約等ごとに次に掲げる事項
 - (ア) 自社中間処理前発生量
 - (イ) 委託前自社中間処理方法
 - (ウ) 委託中間処理方法
 - (エ) 委託最終処分方法
 - (2) その基準となる期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 5 報告を求める者
産業分類別に従業員数等により設定した方法により抽出した事業所（農林漁業を除く。）約1,500箇所
- 6 報告を求めのために用いる方法
調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県（鳥取市、岩美郡及び八頭郡の調査対象者にあつては、鳥取市）に返送させる方法で行う。
- 7 報告を求める期間
令和8年4月1日から同年6月30日まで
- 8 調査票情報の保存期間
5年間
- 9 結果の公表方法
鳥取県のホームページで公表する。

鳥取県告示第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
倉吉都市計画道路3・4・9号上井羽合線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
倉吉市大字上井
- 3 縦覧場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

鳥取県告示第139号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和8年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
岩美都市計画道路3・5・6号駟馳山浦富海岸線
岩美都市計画道路3・6・4号大谷浜中央線（変更前 3・5・7号大谷浜中央線）
- 2 都市計画を変更する土地の区域
岩美町大字大谷、岩本
- 3 縦覧場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

鳥取県告示第140号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、羽合土地改良区の定款の変更を令和8年3月13日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第141号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第19項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農村地域防災減災事業 下鳥池地区 ため池等整備）に係る緊急防災等工事計画を変更したので、同項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和8年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
緊急防災等工事変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和8年3月24日から同年4月13日まで
- 3 縦覧に供する場所
琴浦町役場及び北栄町役場
- 4 審査請求
利害関係人は、この告示に係る緊急防災等工事変更計画について、不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第142号

令和8年鳥取県告示第6号（河川法による工作物の撤去について）により撤去すべき旨を告示した次の工作物について、河川法（昭和39年法律第167号）第75条第4項の規定により保管したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月24日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

1 保管した工作物の種類、数量及び放置されていた場所

工作物	数量	所在地
漁具	1 個	東伯郡湯梨浜町大字光吉31-15地先（橋津川左岸）、同大字28-10地先（橋津川右岸）、同町大字南谷577-3地先（橋津川右岸）及び同町大字光吉4-3地先（橋津川左岸）で囲まれる二級河川橋津川水系橋津川の河川区域内
パイプ	1 本	
パイプ	3 本	東伯郡湯梨浜町はわい長瀬2033-15地先（橋津川左岸）、同町大字橋津457-1地先（橋津川右岸）、同大字397-1地先（橋津川右岸）及び同大字794-12地先（橋津川左岸）で囲まれる二級河川橋津川水系橋津川の河川区域内
竹	5 本	
ロープ	5 本	
船	2 隻	東伯郡湯梨浜町大字上橋津42-4地先、同町大字南谷613-4地先

2 保管した工作物を除却した日時 令和8年2月18日（水）午前9時30分から同月20日（金）午後5時まで

3 保管を開始した日時 令和8年3月3日（火）午前9時

4 保管の場所 東伯郡湯梨浜町大字光吉字南津13-1

5 返還方法

(1) 返還期間及び時間

令和8年3月3日（火）から同年9月2日（水）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで。ただし、同年6月2日（火）までに工作物の引取りがない場合には、河川法第75条第6項又は第7項の規定に基づき、当該工作物を売却してその代金を保管し、又は当該工作物を廃棄することがある。

(2) 問合せ先

倉吉市東巖城町2
鳥取県中部総合事務所県土整備局維持管理課
電話 0858-23-3216

(3) 返還に必要な書類等

- ア 身分証明書
- イ 所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）であることを証明できる書類

6 費用負担

河川法第75条第9項の規定により、工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、所有者等の負担とする。

鳥取県告示第143号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月24日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	取消年月日
株式会社ひまわり	米子市長砂町719-3	ひまわり	米子市長砂町719-3	就労継続支援B型	令和8年5月31日

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

令和8年3月24日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
有限会社 呉島組 代表取締役 呉島 声仁	倉吉市下 余戸149 -2	倉吉市栗 尾地内	真砂土 の採取	11.2989ヘ クター	11.1350ヘ クター	7.0345ヘ クター	令和8年 3月6日 から令和 9年12月 20日まで	令和8年 3月6日

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年3月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 調達件名及び数量 鳥取県土砂災害警戒情報システム「新しい防災気象情報」改修業務（国補正）一式
- 契約方式 随意契約
- 随意契約の相手方を決定した日 令和8年3月2日
- 契約の相手方の名称及び所在地 中電技術コンサルタント株式会社鳥取支店
鳥取市新品治町1-2
- 契約金額 41,701,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 随意契約による理由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第11条第1項第2号）
- 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県土整備部河川港湾局治山砂防課
鳥取市東町一丁目220

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定に基づき鳥取県知事に代わって令和8年度危険物取扱者試験を、同法第17条の9第1項の規定に基づき鳥取県知事に代わって令和8年度消防設備士試験をそれぞれ次のとおり実施する。

令和8年3月24日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 山 口 英 樹

1 試験の種類等

(1) 危険物取扱者試験

区分	試験の種類	試験の実施日時	受験願書受付期間		試験会場 (予定)
第1回	甲種、乙種、丙種	令和8年6月14日(日)午前10時から	書面申請	令和8年4月22日(水)から同年5月1日(金)まで	鳥取県庁、鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター(ポリテクセンター米子)
			電子申請	令和8年4月22日(水)午前9時から同年5月1日(金)午後11時59分まで	
第2回	"	令和8年9月6日(日)午前10時から	書面申請	令和8年7月24日(金)から同年8月3日(月)まで	エースパック未来中心
			電子申請	令和8年7月24日(金)午前9時から同年8月3日(月)午後11時59分まで	
第3回	"	令和8年9月13日(日)午前10時から	書面申請	令和8年7月24日(金)から同年8月3日(月)まで	鳥取県庁、鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター(ポリテクセンター米子)
			電子申請	令和8年7月24日(金)午前9時から同年8月3日(月)午後11時59分まで	
第4回	"	令和8年11月29日(日)午前10時から	書面申請	令和8年10月9日(金)から同月20日(火)まで	"
			電子申請	令和8年10月9日(金)午前9時から同月20日(火)午後11時59分まで	
第5回	"	令和9年3月7日(日)午前10時から	書面申請	令和9年1月13日(水)から同月22日(金)まで	"
			電子申請	令和9年1月13日(水)午前9時から同月22日(金)午後11時59分まで	
第6回	"	令和9年3月14日(日)午前10時から	書面申請	令和9年1月13日(水)から同月22日(金)まで	鳥取県立倉吉体育文化会館 又はエースパック未来中心
			電子申請	令和9年1月13日(水)午前9時から同月22日(金)午後11時59分まで	

(2) 消防設備士試験

区分	試験の種類	試験の実施日時	受験願書受付期間		試験会場 (予定)
第1回	甲種、乙種	令和8年7月12日(日)午前9時45分から	書面申請	令和8年5月25日(月)から同年6月3日(水)まで	鳥取県立倉吉体育文化会館
			電子申請	令和8年5月25日(月)午前9時から同年6月3日(水)午後11時59分まで	
	"	令和8年10月11日	書面申請	令和8年8月21日(金)から同年	鳥取県庁、鳥取職業能力開

第 2 回		日（日）午前9 時45分から		9月1日（火）まで	発促進センター米子訓練セ ンター（ポリテクセンター 米子）
			電子申請	令和8年8月21日（金）午前9時 から同年9月1日（火）午後11時 59分まで	
第 3 回	〃	令和9年3月21 日（日）午前9 時45分から	書面申請	令和9年1月29日（金）から同年 2月8日（月）まで	鳥取県立倉吉体育文化会館
			電子申請	令和9年1月29日（金）午前9時 から同年2月8日（月）午後11時 59分まで	

2 受験願書申請先

(1) 書面申請

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によることとし、郵送の場合は試験ごとの受験願書受付期間の末日までの消印のあるものに限って受け付ける。）

(2) 電子申請

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ (<https://www.shoubo-shiken.or.jp>)

3 試験実施場所（予定）

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

倉吉市駄経寺町212-5 エースパック未来中心

倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館

米子市古豊千520 鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター（ポリテクセンター米子）

4 試験手数料及び納付方法

試験手数料は、以下のとおりとし、所定の方法により納付すること。

(1) 危険物取扱者

ア 甲種 7,200円

イ 乙種 5,300円

ウ 丙種 4,200円

(2) 消防設備士試験

ア 甲種 6,600円

イ 乙種 4,400円

5 問合せ先

(1) 試験の詳細に関すること

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部

電話 0857-26-8389（平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

ファクシミリ 0857-24-1052

(2) 電子申請に関すること

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000（有料）（平日午前9時から午後5時まで）

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県危機管理部消防防災課並びに各消防局内の各地区危険物保安協会及び防火安全協会において交付する。

(2) 試験の実施日時及び場所は、変更することがあるので受験票を確認すること。

(3) 1に掲げる試験以外に試験を実施する場合は、決定次第公示する。